

史 境 第七十九・八十号  
二〇二〇年九月 抜刷

マリア・テレージアのハンガリー王戴冠式と虚構報道

—塗油儀礼におけるイメージ形成—

上村 敏郎



# マリア・テレージアのハンガリー王戴冠式と虚構報道

—塗油儀礼におけるイメージ形成<sup>①</sup>—

\* 上村 敏郎

## はじめに

一八世紀はヨーロッパで大きく政治文化が転換した時期である。宮廷を中心とする政治的公共圏は、様々な宮廷儀礼でもって君主と貴族の連帯を可視化する場として機能していた。近世において宮廷文化と権力が分かち難く結合していることについては、

すでに様々な研究がある。宮廷儀礼の中でも君主の交代にまつわる儀式は重要なものである。例えば戴冠式は基本的に君主の正統性を確認し、諸身分が忠誠誓約をおこなう儀礼であった。こうした儀礼は平時には形式的な意味合いが強いものであったが、危機の時代においては儀式を滞りなく遂行することは、諸身分と君主の合意を内外に表明する重要な政治的意味を持っていた。<sup>②</sup> 本稿

では、近世のハプスブルク君主国最大の危機であったオーストリア継承戦争時のマリア・テレージアのハンガリー王戴冠式の儀礼およびそれを報じたメディアの描写を比較し、メディア報道と王権との関係性およびメディアが報道によって与えるイメージ形成力について明らかにする。

二〇一七年にマリア・テレージア生誕三〇〇周年を迎えて、しばらく停滞していたマリア・テレージア研究の成果が集中的に発表された。<sup>③</sup> 中でも最も重要な成果はバルバラ・シュトルベルク<sup>④</sup> リリンガーの大部な伝記だろう。膨大な一次史料、近年の研究成果に基づき、マリア・テレージアの様々な側面に触れながら、彼女の生涯について詳述している。この伝記は著者が専門とする儀礼研究の知見も取り入れた今後スタンダードとなる優れた伝記研究である。<sup>④</sup> 本稿のテーマと直接関わる重要な論文としては、

マリア・テレージアとメディアについて考察した論文「頌歌と事実報道。マリア・テレージアの時代のメディア上の出来事の構造と目的設定」を重要な成果として挙げることができる。<sup>5)</sup> 宮廷イベントや戦争に関する報道に注目し、直接の参加者に共有される現場公共圏とメディアを通じて報道によって構成されるメディア公共圏を区別し、現場で起きた実際の事件がメディアによってどのように広がり、どのように受け止められたのかについて、王位継承者ヨーゼフの誕生（一七四一年）、コリンの戦い（一七五七年）、マリア・テレージアの天然痘からの回復（一七六七年）という三つの事件を事例にして考察し、「国家による広報活動」(staatliche Öffentlichkeitsarbeit) の存在を確認している。宮廷とメディアは相互依存的に君主を賞賛するような情報拡散をおこなった。また、こうした情報のメディアによる拡散で受け手である民衆と君主との情動的な結びつきが強化されたことが指摘されている。

二〇一七年オーストリアの国営放送でチエコと合作で制作されたテレビ映画が一般市民向けに放映された。<sup>6)</sup> このテレビ映画のクライマックスシーンはオーストリア継承戦争の苦難の中でマリア・テレージアがハンガリー女王に戴冠するシーンだった。マリア・テレージアは、戴冠式の前にハンガリーの諸身分を前にして生まれたばかりの赤子ヨーゼフを抱きながら助力を請う。その姿は毅然とした印象を与える。もちろんこれはフィクションであ

る。現代でもマリア・テレージアのハンガリー王戴冠式にまつわるエピソードは、通俗的歴史観として大衆に浸透し、依然として続いていることがわかる。戴冠式の脚色はマリア・テレージアの生きていた同時代にもすでに起きていた現象だった。シュトルベルク・リリンガーによると、同時代人でもあるフランスの哲学者ヴォルテールも『ルイ一五世の世紀概要』の中で、マリア・テレージアとハンガリー諸身分との謁見を美化して叙述した。<sup>7)</sup> 赤子を抱くマリア・テレージアというイメージは、聖母マリアと重なり、キリスト教的なイメージを喚起し、ハプスブルク家伝統の神権的君主理念、ピエタス・オーストリアカとも通ずる。<sup>8)</sup> 女王は国王と呼ばれ、涙を流す男性たちの中で唯一涙をこらえている。女性でありながら、力強い毅然とした姿を感じさせる描写である。しかし、これが史実ではないことは、すでに一九世紀にマリア・テレージアの伝記を書いたアルフレート・フォン・アルネトによって証明されている。<sup>9)</sup> シュトルベルク・リリンガーは、この伝説を女性君主というジエンダーと性に注目しながら、あくまでも伝説として正しく紹介している。<sup>10)</sup>

さて、本稿では、魅力的な物語として神話化されたマリア・テレージアの戴冠式に焦点をあてる。ただし、シュトルベルク・リリンガーによってすでに詳しく言及されている赤子を抱くマリア・テレージアではなく、実際の戴冠式自体、とくに、マリア・テレージアの戴冠式であまり注目されてこなかった塗油儀礼を取

り上げたい。塗油儀礼の実態とメディア報道の差違、虚報が混在する儀礼報道に着目することで、歴史叙述化したフィクションを修正し、宮廷のメディア戦略を絡めて君主イメージの形成について考察する。

シュトルベルク・リリンガーは、本稿のテーマであるマリア・テレージアのハンガリー王戴冠式についてもかなりのページを割き、生物的性が女性でありながら、法的には男性と見なされるという儀礼的なフィクションを強調している<sup>(1)</sup>。彼女は儀礼における性差の無視を強調しているが、改めて史料を分析すると、別の側面も見えてくる。

まず戴冠式へ至る簡単な時代状況、歴史的背景を確認した上で、戴冠式全体の確認をおこない、女性君主の即位という特殊事情が戴冠式にもたらした変化について確認したうえで、塗油儀礼について詳細に分析する。

### 一 戴冠式前の政治情勢

一八世紀初めハプスブルク家が直面していた最大の問題は、継承問題だった。カール六世には男子は生まれず、一七一三年に制定した女子相続を認める国事詔書に基づけば、長女マリア・テレージアが後継者となっていた。カール六世は各国に国事詔書承認を取り付けるために外交努力をしていたが、バイエルンは最後

まで国事詔書を承認せず、継承問題の火種は残り続けた<sup>(2)</sup>。結局フランスの後ろ盾を得たバイエルンの異議申し立てが継承戦争の直接的な要因の一つとなった。一七四〇年二月一日、プロイセンがシレジアに侵攻することで、オーストリア継承戦争は始まった。翌年四月にプロイセン軍はモルヴィッツでオーストリア軍を破り、これを機にバイエルン・フランス連合軍も侵攻を開始した。この時点でハプスブルク君主国は孤立し、崩壊の危機に陥っていたといえよう。このような状況下において一七四一年六月二五日におこなわれたハンガリー王戴冠式の重要性は明らかであらう。

ここでハンガリーについて少し説明しておこう。ハンガリーでは二院制の身分制議会である王国議会が力を持っていた。国王はこの王国議会を招集する権利のみを有していた。国王の立法は王国議会の承認を経なければ成立しなかった。王国議会の上院は領主（ヘレン）身分と司教が占め、下院は不在領主の代官、聖職者の代表、県および王国自由都市の代表が占めていた。上院で議長を務めるのは副王（Palatin）であり、下院では最高裁判官がその任に当たった。副王はハンガリー（政治）国民の代表としてハンガリー貴族と国王の間に立ち利害調整をおこなった。選出方法にも副王が持っていた王権と諸身分の利害調整機関という性質が表れている。国王が候補者を四名に絞り、その四名の中からふさわしい人物を王国議会が選出した。一八世紀初頭においても副王は

ハンガリー貴族および領邦行政にとつて重要な役割を担っていた。この副王とは別に、国王が完全な任命権を有していた職位がハンガリー総督 (Schatlaler) である。ハンガリー総督は副王不在の場合、国王の代わりを務める役職である。したがって、総督の地位は、立場として副王よりも下に位置し、副王の代理という意味合いが強い。

一七一四年からハンガリー副王をつとめていたニコラウス (ミクローシユ)・パールファイが一七三二年に高齢のため亡くなった。この時、皇帝カール六世は新たに副王を選出せずに娘婿となるフランツ・シュテファンをハンガリー総督の地位に就けた<sup>(14)</sup>。この措置により副王は空位となり、彼はハンガリーにおいて国王の立場を代表するものとなった。ツェディンガーによると、ロートリンゲンを失地し、領地を持たない領邦君主となっていたフランツ・シュテファンに対して、カール六世は娘婿にふさわしい地位を与えようとしたという<sup>(15)</sup>。こうした晩年のカール六世のハンガリー政策は、ハプスブルク君主とハンガリーの諸身分との間に不和を引き起こしていた。カール六世は一七二八年、二九年のハンガリー王国議会において租税をめぐる対立で妥協を強いられ、それ以後ハンガリー王国議회를召集していなかった<sup>(16)</sup>。こうした文脈に照らし合わせると、副王の後任を選ばずにフランツ・シュテファンを総督に任命したことは、単にフランツ・シュテファンに箔をつけるといった意味合いだけではなく、国王と諸身分との対

立関係の中で君主権力の強化を図る意味合いも持っていたと考えられる。

ハプスブルク王家に対するハンガリー諸身分の不満は、オスマン帝国との戦争 (一七三六―一七三九) の失敗でも生じた。この戦争は治世初期の対オスマン戦争 (一七一六―一七一八) で獲得した領土をほとんど喪失させ、国際的にもハプスブルク君主国の威信を低下させるものとなった。総督たるフランツ・シュテファンは一七三八年に最高指揮権を与えられたが、不名誉な失敗を犯し、病気を理由に帰国している<sup>(17)</sup>。その上、ハンガリー諸身分と王権は、オスマン戦争を通じて獲得したハンガリーの再占領地域の管理問題で対立を深めていた。新たに獲得された占領地は軍政の直接管理下に置かれ、そこから上がる収入をウイーン宮廷官房が独占した。ハンガリー諸身分はこれを問題視していた<sup>(18)</sup>。一七四〇年一〇月二〇日に、こうした問題を解決することなくカール六世がなくなつた時、ハンガリーと王権との関係は見直しを要する問題となった<sup>(19)</sup>。

カール六世の予期せぬ死後、一七四〇年一〇月二二日にマリア・テレージアは国事詔書に基づいて父の跡を継ぐことを宣言し、ハンガリー諸身分に対して女王かつ主君としての自分に「忠誠誓約の義務」を果たすように要求した上で、王国議会を開催し、王国の自由と特権を保障し、戴冠式を挙行することを約束し

た。<sup>(20)</sup> 一月三日、バイエルン選帝侯カール・アルブレヒトはマリア・テレージアの継承に異議を申し立てた。<sup>(21)</sup> この異議申し立てに他の大国が同調する形でオーストリア継承問題は深刻化していく。マリア・テレージアの継承の法的正統性は国事詔書に求められたが、それを外に向けて顕示し、また既成事実とするためには速やかに戴冠式を挙行する必要性があった。マリア・テレージアは一七四〇年一月二日にまずウィーンでオーストリア大公への即位式をおこなっている。<sup>(22)</sup> しかし、ハンガリー王の戴冠式は、子供を身ごもっていたマリア・テレージアの体調に配慮して翌年五月以降にしか設定できなかった。<sup>(23)</sup>

マリア・テレージアは夫フランツ・シュテファンをすぐに共同統治者にしようとしたが、これは各領邦の諸身分に必ずしも好意的には受け入れられなかった。しかし、政権側は来る皇帝選挙に備えてフランツ・シュテファンを共同統治者にする必要性があった。彼を皇帝適格者とするには、ハプスブルク君主国の共同統治者であることを示すことが前提と考えられていたからである。<sup>(24)</sup>

しかし、ハンガリー王国では従来のハンガリーの王国法にあわないことからフランツ・シュテファンの共同統治に難色を示された。ハンガリー諸身分の立場は、王権に備わる諸権利は「戴冠した王」にのみ属するものであり、フランツ・シュテファンにそのような統治権を認めることはできないというものであった。<sup>(25)</sup> 問題の焦点は、共同統治者の統治権であった。カール六世の治世末

期から続く、諸身分と王権との諍いの中で、正当な権利者とはいえないフランツ・シュテファンをどのように位置づけるかは、ハプスブルク家によるハンガリー統治の今後を占う上でも争点となった。また、共同統治はハプスブルク世襲領を一体不可分とする国事詔書に抵触するのではないかという懸念も示されている。<sup>(26)</sup> こうした中で一七四一年一月二日にプレスブルクにおいて一七二九年以来開かれていなかった王国議会の招集が知らされた。一七四一年四月八日に行われた宮廷会議の議論は、顧問官たちが戴冠式の重要性を自覚していたことを示している。戴冠式に通常通り教皇大使やヴェネツィア大使を招待し、正統な戴冠の証人とすることが明言されている。また、参列者に「儀礼のことで古い慣習に反したことを何も披露しない」ことを提言している。これは、伝統を重んじる教皇大使、ヴェネツィア大使、そしてハンガリーの諸身分からいらぬ反発を招かないためにも重要であった。<sup>(27)</sup> したがって、戴冠式に含まれる宗教的な儀礼においても、世俗的な儀礼においても伝統に忠実であることが要求されていたといえよう。六月二五日の戴冠式にむけてウィーン宮廷側とハンガリー王国側は交渉を何度もおこなったが、この時点で合意に達することはなかった。

本章では、ハンガリー王戴冠式前のマリア・テレージアが置かれていた政治状況について確認してきた。本章ではマリア・テレージアのハンガリー王戴冠式がおこなわれていくにあたっ

て、女性であることがどのように作用したのか、式典議事録(Zeremonialprotokoll)に基づいて確認していく。

## 二 ハンガリー王戴冠式における女性君主への配慮、 何を変えて、何を変えないか

マリア・テレージアは一七四一年六月一九日に夫フランツ・シュテファンと共に多くの随行員を引き連れてドナウ川を下り、ハンガリーに入った。国境では町に入城する前に、支配者の役割交代を示す儀礼的な衣装交換にしがって、ハンガリーの民族衣装を身に纏った。<sup>28</sup>六月二日にハンガリー王国議会全部会が開催され、マリア・テレージアは伝来の領邦の自由を認め、副王の選出を保証し、<sup>29</sup>この見返りに継承戦争を戦い抜くために、常備軍の設置とその分担金の継続支払いを要求した。諸身分はこの要求に唯々諾々としたがうことはなく、貴族の免税特権の保証、ハンガリー政府の独立性、ハンガリー貴族の官職および教会録を伴う職位の排他的独占、定期的に開催される王国議会への臨席を要求した。またここでもフランツ・シュテファンの共同統治は交渉を難航させる論点となった。ハンガリー在地貴族を中核とする下院は特にマリア・テレージアの要求に反対した。<sup>30</sup>こうした問題に解決の見通しがつくことなく、諸身分の要求を継続審議することを約束した上で、マリア・テレージアの戴冠式は一七四一年六月二

五日におこなわれている。オーストリア継承戦争という危機に直面して、外へ向けてハンガリー諸身分とハプスブルク家の結束を示すために、問題は棚上げされたのである。<sup>31</sup>

マリア・テレージアのハンガリー女王戴冠式は、諸身分と女王の不和を覆い隠すフィクションとして機能していた。ここでマリア・テレージアの戴冠式の特異性について考えてみたい。これまでの戴冠式と比較した場合、マリア・テレージアが女性であるという点こそが最大の差異であるといえよう。ハンガリーでは王妃である王妃の戴冠式がたびたびおこなわれてきたため、マリア・テレージアの戴冠式が王妃の戴冠式ではなく、国王の戴冠式であることを示す必要があった。つまり、政治的体面としてのマリア・テレージアは完全に男性として扱われる必要があった。<sup>32</sup>

その一方で、サンドラ・ヘルテルも指摘するように、戴冠式において生物学的性としての女性性に対して一定の配慮がなされていた。こうした戴冠式におけるジェンダーとしての女性性の無視と生物学生としての女性性への配慮については、戴冠式準備段階の式典議事録<sup>33</sup>から裏付けることができる。最初に、政治的体面として男性として扱われ、男性として(同じように)振る舞うことを要求されている点を確認し、次に現実の身体としての女性に配慮する形で儀礼実践が変更されている点について確認したい。

式典議事録に記録された宮廷長官ジンツェンドルフによる一七四一年六月一四日付のプレスブルクへの出立、国王戴冠式前およ

び最中に観察されるべき儀礼に関する具申の中で政治的な身体を重視していることがはっきりとわかる。まず戴冠式に使用する冠について議論されている箇所を確認したい。

陛下が聖マルティン教会の聖具室から出てきたときに家門冠をかぶるべきかどうかに関して、忠実なる僕、宮廷長官である私とハンガリー宮廷顧問官フォン・コラーの見解では、一六八七年に国王ヨーゼフも家門冠をかぶっておりませんでしたし、一七二二年に栄光に満ちた思い出の中におりまずお亡くなりになられた先の皇帝陛下もすでにスペインを統治する王であり、またすでに戴冠した皇帝であつたけれども、家門冠をかぶっていないかつたので、たとえローマ皇后たちがハンガリー王妃として戴冠されたときに家門冠で現れていたとしても、陛下はある国王の妻としてではなく、国王自身として戴冠されるのですから、それはそのような当時の状況において異なる性質のものです。

そのような国王の妻たちは聖イシュトヴァーンの冠を頭にはなく、右肩にしか置きませんでした、それに対して陛下はかかる聖イシュトヴァーンのハンガリー王冠を頭にかぶるだけでなく、国王としてそれをかぶつたまま城内へ行き、テーブルに着くのです。<sup>35)</sup>

ここで問題となっているのは、ハンガリー王妃の戴冠式において聖イシュトヴァーン王冠の扱いが国王の戴冠式とは異なることから、マリア・テレージャの儀式を王妃用にするのか、国王用にするのかである。当然ながらコラーもジンツェンドルフもマリア・テレージャが正当なハプスブルク家の世襲女王であることから頭への戴冠を主張している。この兩名の意見が割れたのは、帯剣と斬剣儀式についてである。以下にその箇所を確認してみよう。

ハンガリー宮廷顧問官コラーによって、戴冠式の儀礼の中で女王／王妃 (Königin) つまり女王 (Regni Domina) がそれを含まないという理由から、諸王がふだんするように義務づけられているように、陛下が教会で国王戴冠式の前に聖イシュトヴァーンの剣を帯剣させられ、また祭壇前でそれを三回十字に振り下ろすかどうか、疑問が呈されました。<sup>36)</sup>

ドイツ語において女王も王妃も *Königin* で表現され、紛らわしいが、コラーはこれまでのハンガリー王妃の戴冠式では剣を使った儀礼がおこなわれていないことを指摘し、これを検討するように議題に挙げている。これに対してこの報告を執筆した宮廷長官ジンツェンドルフは、コラーの疑義をきつぱりと退けている。

陛下が国王の妻 (Königseemalin) としてではなく、国王

〔König〕として戴冠することを考慮して、陛下は聖イシユトヴァーンの剣を大司教から「腰に」巻きつけてもらい、祭壇の前で三回十字に振り下ろさなければならぬでしょう。さらに国王の戴冠の際に観察されるようなものは全て観察されるべきでしょう。したがって、祭壇前での聖イシユトヴァーンの剣の帯剣ならびにそのあとでおこなわれる三回の十字切りに関する儀式は本質的なものと見なされるもので<sup>(37)</sup>す。〔 〕は筆者による補足、傍線部は筆者による強調)

カラーはマリア・テレージアの女性としての身体に着目して剣による儀式をおこなうことに懸念を示したが、ジンツェンドルフは政治的な身体、つまり男性形で示される国王としての戴冠を重視し、「本質的な」儀礼における自然な性差を無視することを主張した。

シュトルベルク・リリンガーが指摘しているとおり、宮廷側は支配要求に関わる儀礼において自然な性差は顧慮されないと主張した。たとえば、一七四三年の新任の教皇大使に対する儀礼において、女性が枢機卿に対してピレッタ帽をかぶせるという行為が前例もなく、不適合であるというローマ教皇庁側の懸念に対して、侍従長ケーフェンヒュラー・メツチュは、国王と統治権というものが一体である以上、「その儀礼を」名譽のために教皇庁が戴冠した人たちに当然与えるべき世俗の儀礼と見なすことができ

る場合、「…男と女という性別は十分に区別することができる」と書き記している。<sup>(38)</sup> こうした事例から儀礼において女王は国王という政治的身体として扱われ、したがって生物学的性が儀礼遂行を何ら妨げるものにならないということが宮廷の見解として一般的だったことがわかるだろう。

六月十七日の会議では宮廷長官ジンツェンドルフの具申で挙げられた論点について協議がもたれている。家門冠問題では、宮廷政庁長官ジンツェンドルフ伯が「陛下が城から出て聖マルティン教会までの道中、家門冠をかぶるべき」という見解を示したが、戴冠前に簡単に外せるように、家門冠ではなく「王冠の形をした装い」を身につけることができることに同意した。しかし、マリア・テレージアはこうした議論に対して叔父や父と同様、家門冠なしで教会へ向かうことに決定している。<sup>(39)</sup> また、帯剣と斬劍儀式については、国王の戴冠式には欠かせぬものとして省略も変更もできないとされた。ただし、「女王陛下は聖イシユトヴァーンの剣を担ぐのに重荷が生じると思われるので」、「猷酌侍従長がクッションを介して剣を持つ役割を果たし」、「女王陛下が剣を儀式に必要なときにはいつでもすくに差し出し、手渡すことができる」ように取り計らうことが決められた。<sup>(40)</sup> ここでは女性という自然な性に由来する事情に配慮している。つまり、儀礼は不変のものではなく、初めての女性の王の誕生に際して、本質的ではない部分に関しては、本質的な儀礼において失敗が起きないように

手順を変更していることがわかる。<sup>(42)</sup> 以上のことから、儀礼の本質に関わる部分とそうではない細部において、生物学的性への配慮のあり方が異なることが確認された。つまり、本質に関わる部分において国王という（男性的）役割を演じるため生物学的性は無視されるが、本質的ではない部分では生物学的性に対する配慮がなされる。こうした儀礼実践の状況をふまえた上で、次章では本質的な儀礼の一つである塗油儀礼について考察していきたい。

### 三 戴冠式の描写にひそむフィクション

#### (一) 塗油儀礼

戴冠式に欠かせない儀式の中に塗油儀礼がある。マリア・テレージアの戴冠式においても当然塗油儀礼はおこなわれている。式典議事録によると、聖別の後で、身支度をおこない、祭壇の最上段に用意された御座にひざまずき、大司教によつてはじめは右手と肘の関節部「右腕」、その後で肩甲骨の間「背中」に聖油が塗られている。<sup>(43)</sup> この塗油儀礼について、シュトルベルク<sup>(44)</sup> リンガーは、一七四三年から一七四七年まで出版されたニュルンベルクの法学者クリストフ・ゴットリープ・リヒターが執筆したとされる『ハンガリー女王にしてボヘミア女王、オーストリア大公である至尊かつ偉大な君主マリア・テレージアの生涯および国家の歴史』に依拠しながら、戴冠儀礼を概観している。シュトルベルク

ルク<sup>(44)</sup> リンガーは、塗油儀礼について次のように書いている。

候補者が主席大司教から右肩と胸に聖別された油を塗油される前に、神聖な連祈袴がうたわれた。塗油は初期中世以来キリスト教の国王戴冠の神聖な最高点であった。というのは、これは司祭叙任に相当し、国王を主の救世主にしたからである。これは普通女性に与えられない神聖なほとんど司祭と同格の位である。<sup>(44)</sup>

様々な塗油儀礼の研究が明らかにしてきたとおり、君主は塗油儀礼を通して聖性を帯びるとされた。問題は塗油の箇所である。シュトルベルク<sup>(44)</sup> リンガーおよびその記述のもととなるリヒターは、「右肩と胸」に塗油がおこなわれたと述べている。そしてシュトルベルク<sup>(44)</sup> リンガーは、別の箇所ではマイネルトに依拠しながら次のように述べている。

国王の塗油の神聖な儀式においてマリア・テレージアはすでに述べたとおり、旧約聖書を手本にして、預言者サムエルがダヴィデ王におこなったように、右腕と胸に香油を塗った。神聖な秘蹟が授けられるように、司教叙階式の際にもローマの典礼に従って右手に塗油された。このような典礼に現れる詳細さえマリア・テレージアは自然な性に顧慮されることな

く、男のように扱われた。<sup>(45)</sup>

シュトルベルク・リリンガーの記述には塗油された箇所は異同がある。参照されたリヒターとマイネルトとの叙述では、右腕と胸ではなく、右肩と胸に塗油したことになっている。<sup>(46)</sup>したがって、シュトルベルク・リリンガーの記述は単純な誤りだと考えられるが、問題は、参照された文献の記述と式典議事録の記録にも異同があることである。式典議事録ではすでに確認したように「最初に右手と肘の関節部」「右腕」、それから肩甲骨の間「背中」(erstl. inter juncturam manus dextra, et inter Juncturam Cubiti hernach aber inter Scapulas) に塗油されている。<sup>(47)</sup>ここに、胸に塗油したという記録はない。これは単に記録の書き損じであろうか。式典議事録の戴冠式の段取りを確認した記録を確認すると塗油儀礼については次のようになっていいる。

陛下が祭壇前に再び姿を現すとき、大司教陛下は同時に典礼儀礼書から祈祷文を話ながら、女王陛下の右腕に聖なる油を塗油し、その後で指を再び聖油に浸し、陛下の両肩甲骨の間にも塗油する。大司教はそれから再び典礼儀礼書から祈祷文を読み上げるので、塗油の際には王国式部長が補助し、聖油を手を持つ。<sup>(48)</sup>

ここでも塗油の対象は右腕と両肩甲骨の間となっている。こうした史料上の記述を確認する限り、実際に塗油された箇所は右腕と両肩甲骨の間だと推定することができるだろう。したがって、シュトルベルク・リリンガーは、マリア・テレージアの戴冠式で自然な性差が無視され、男性として扱われたことを強調したが、少なくとも虚構の記述である胸への塗油はその論拠とはならないだろう。

ここで二つの疑問が生じる。マリア・テレージアの戴冠式ではなぜ胸に塗油しなかったのだろうか。塗油部位は儀礼の本質的な部分ではなく、生物的性に配慮したのだろうか。もうひとつの疑問は、胸に塗油していないにもかかわらず、シュトルベルク・リリンガーが参照した二つの文献はなぜ胸に塗油したと記述しているのか。史料と文献との異同はなぜ生じたのか。最初になぜ胸に塗油しなかったのかという疑問について考察していきたい。まず、マリア・テレージアの前後におこなわれた塗油儀礼における塗油の部位について式典議事録に基づいて確認してみよう。

結論から言えば、胸への塗油がおこなわれなかったのは、マリア・テレージアが初めてではなかった。表を見てわかるとおり、すでに、彼女の父カール六世の戴冠式時には胸への塗油がおこなわれず、肩甲骨の間に塗油がおこなわれている。その前のヨーゼフ一世の時はまだ右腕と胸に塗油がおこなわれていたので、彼の代で儀礼に変化があったと考えられる。また、マリア・テレージア

ジア以降の君主は右腕と両肩甲骨の間に塗油をおこなっている。なぜ胸への塗油が変化したのか、カール六世の戴冠式の記録を確認すると、式典議事録のカール六世戴冠式前日の段取りを確認する文章に次のような記述が見つかる。

宮廷侍従長は祭壇の裏で塗油のために皇帝陛下の準備をしなければならず、同様にその後拭き取る際にも奉仕しなければならなかった。宮廷長官立ち会いの下で塗油儀礼は、右腕とそれから両肩甲骨の間に<sup>(49)</sup>おこなわれ、祭式書がいうように、胸にはおこなわれなかった。<sup>(49)</sup>(傍線部は筆者)

ここでははつきりと胸にはおこなわれなかったことが明示されており、その根拠として祭式書があがっている。また、儀礼文書に収録されている議事録の下書きと思わしき文書では、一度「胸に」と書き込み、それを横線で取り消して「両肩甲骨の間に」と修正している<sup>(50)</sup>。このことから、おそらく、カール六世の戴冠式を準備した宮廷官吏たちは、祭式書を参照して、右腕と両肩甲骨の間に塗油することを意識的に決定したと考えられる。

また、王妃の戴冠式については、直近だと、一七一四年のカール六世の妃エリーザベト・クリスティーナ、一六五五年のフェルディナント三世の妃エレオノーラ・マリアが戴冠式を挙行しているが、どちらも右腕と両肩甲骨の間に塗油されている。国王とは

異なり、おそらく女性であることが考慮され、もともと胸への塗油はおこなわれなかったのだと考えられる。

以上、歴代

君主の塗油儀礼に着目して塗油された部位について確認してきたが、胸への塗油は、王妃の場合おこなわれることはなく、また、国王戴冠式においてはマリア・テレージアの時に初めて消滅したのではなく、すでに父カール六世の時にな

表 マリア・テレージア前後のハンガリーでの戴冠式における塗油部位について

誰が	いつ	どこに塗油された	典拠
エレオノーラ・マリア(王妃)	1655	右腕と両肩甲骨の間	Ältere ZA. 5-4, fol. 257r
レーオポルト1世	1655	右腕と胸	ZA-Prot. 1 fol. 516
ヨーゼフ1世	1687	右腕と胸	ZA-Prot. 4 fol. 256v
カール6世	1712	右腕と両肩甲骨の間	ZA-Prot. 7 fol. 141rv
エリーザベト・クリスティーナ(王妃)	1714	右腕と両肩甲骨の間	ZA-Prot. 8 fol. 168v
マリア・テレージア	1741	右腕と両肩甲骨の間	ZA-Prot. 18 fol. 283v
ヨーゼフ2世	-	-	戴冠式おこなわず
レーオポルト2世	1790	記載なし <sup>4)</sup> 右腕と両肩甲骨の間	ZA-Prot. 37 fol. 348r Preßburger Zeitung (17. Nov. 1790)

a) 式典議事録では塗油部位ははっきりしないが、『プレスブルク新聞』には右腕と背中に塗油されたと記載されている。これまでの経緯からおそらく右腕と背中に塗油がおこなわれたと推定できる。式典議事録上の記載の簡略化については、啓蒙の時代を経て宗教的意味合いの強い塗油儀礼の重要性が低下したためだと考えられる。

くなっていた。そのカール六世の塗油儀礼は史料によると祭式書にしたがって変更されたと推測される。

しかし、印刷物において描写される塗油部位は一定ではない。たとえば、一七九〇年にクロアチア出身の法学者アーダルベルト・フォン・バリチュがレーオポルト二世の戴冠式をきっかけに執筆した『ハンガリー国王および王妃たちの通例の戴冠式』によると、国王戴冠式での塗油は通常右肩と胸におこなわれるものだという。<sup>51)</sup>

これに対して、右腕と両肩甲骨の間に塗油することを明記した文献も存在する。ハンガリーの歴史家マルティン・ゲオルク・コヴァチツチの『崇高なるハプスブルク・オーストリア家から聖なる使徒王冠でもってハンガリー王並びに王妃にこの期間を通じて繰り返し戴冠された両性の喜ばしく強大な諸君主の戴冠儀礼』(一七九〇)には国王と王妃の戴冠式の教会儀礼が採録されている。これは「一六二七年にアントワープのプランタンによって編集された祭式書からの抜粋」されたものである。<sup>52)</sup>そして、塗油儀礼の説明では、「十字の形に、そのものの右腕、手と肘の間、並びに肩甲骨の間に塗油」すると書かれている。<sup>53)</sup>つまり、この祭式書は、バリチュの記述とは異なり、右腕と背中に塗油するように指示している祭式書である。カール六世の塗油儀礼が祭式書に従って変更されたとすると、このコヴァチツチが『戴冠儀礼』の中に収録したプランタンの祭式書が用いられた可能性が高いだろ

う。

次に王妃の戴冠式についても、バリチュおよびコヴァチツチの文献を確認していこう。まずバリチュは王妃の戴冠式について以下のように記している。

王女が政務に就く場合、男性の国王と同じように、戴冠させられる習わしがある。唯一の違いは、そのものには二回目の胸への塗油が肩の間「背中」に与えられることである。

戴冠させられる王妃「女王」が政務に就く女性ではなく、単なる国王の妻である場合、儀式は多少異なる。たいていの場合、本質的なものだけおこなわれる。しかしこれ以外、戴冠式の副次的なことに属する残りのものは維持され、状況に応じて変更される。<sup>54)</sup>

ここで注目すべきは、女性の戴冠式の場合、おそらくはその生物学的性に対する配慮から二回目の塗油の場所が胸ではなく、両肩甲骨の間に変更されることである。すでに確認した一七一四年のエリーザベト・クリステイーンの戴冠式でも右腕と両肩甲骨の間に塗油がおこなわれている。<sup>55)</sup>これは一六五五年に戴冠したフェルディナント三世の妻エレオノラ・マリアの塗油式の場合も同様だった。<sup>56)</sup>そして、『ハンガリー国王および王妃たちの通例

の戴冠式』の中で女性の塗油儀礼については次のように書かれている。

今や他の祈祷と並んで全ての聖職者による連祷が唱えられ、それから主席大司教が右腕と肩の間「背中」におこなう習わしとなつている塗油がおこなわれる。<sup>58)</sup>

つまり、バリチュは女性君主が慣習的に右腕と両肩甲骨の間に塗油されると述べている。これはコヴァチッチが採録したプラントンの祭式書でも確認することができる。「王妃かつ王国統治者」「女王」の祝福と戴冠について「の塗油儀礼も国王と同様「女王の右腕、手と肘の間並びに肩甲骨の間に」塗油すると記されている。<sup>59)</sup>

マリア・テレージアの塗油部位については、式典議事録上で議論された形跡はない。つまり、儀礼の準備段階においても何の違和感もなく右腕と両肩甲骨の間に塗油することが決定したと考えられる。王妃の戴冠式ではなく、国王の戴冠式として演出することにごだわっていた宮廷の考えをふまえると、マリア・テレージアの戴冠式における塗油儀礼は、女性だからという理由で変更を加えられたわけではないだろう。カール六世の塗油儀礼の事例と合わせて考えると、マリア・テレージアに対する右腕と両肩甲骨の間への塗油は、父王の先例と慣習に従つただけであり、そこに

特別な理由はないように思える。

マルク・ブロックやカントーロヴィチによると、サムエルがサウルの頭頂部に塗油したのをはじめとして国王は頭頂部を含む様々な部位に塗油を受けていたが、聖職至上主義的観点から、一七〇四年インノケンティウス三世は「聖なる塗油について」という教令を發布し、司教の叙任の際には頭頂部に塗油することを認めたが、国王の聖別の際には頭頂部に塗油することを認めなかった。中世の儀礼手順をまとめたギヨーム・デューランの『聖務要理』でも司教叙任と国王聖別の儀礼は同じように区別された。<sup>60)</sup>ただし、法学者の議論の中では王の聖別は即位の必須要件ではなく、世襲王権が強化されていくにつれて重要視されなくなった。カントーロヴィチによつてフランスやイギリスにおいては一三世紀末に聖別と王位継承を区別するようになったことが指摘されている。<sup>61)</sup>つまり、世襲王制において王は生まれながらにして王なのであり、国王の正統性は理論的には教会による承認や人民による選挙を得ることなく、その王朝に担保されていた。ところが、本稿が対象としているハンガリー王国は、国事詔書が成立するまで選挙王制であり、法的にはハプスブルク家に王位が自動的に認められるものではなかった。

こうした塗油部位の変化に関してはハンガリー王戴冠式に先んじて、ポヘミア王戴冠式でも生じていた。ベニータ・ベルニングによると、原因について史料から説明できないが、ポヘミア国王

戴冠式の塗油儀礼においても、フェルディナント四世の戴冠式(二六四六年)以降胸への塗油が消滅したという。ベルニングは式典議事録に「塗油のために背中を少し開き、ひもでくくりつけ、右腕は肘の後ろまで開かれ、ボタンを開めておく」と胸までの開襟について言及がないことから、記録上の間違いではないことを確認し、その理由については衣服の着脱などに伴う面倒を省いた儀礼遂行の簡便化を挙げている。しかし、単純に儀礼を合理化しただけであれば、ハンガリー王戴冠式でも同時期に儀礼の変化が起こっていてもおかしくないだろう。変化にはおそらく別の要素が関係しているはずである。しかし、この点については、十分な検討ができていないため、塗油儀礼の変化の理由は改めて論じ直すことにしたい。<sup>(64)</sup>

## (二) なぜ印刷メディアは虚報を流したのか

前節では、塗油部位について検討したが、本節ではもうひとつの問題であるなぜ印刷メディアは事実と異なる報道をおこなっていたのか考察していきたい。宮廷でおこなわれた祭事に関する情報は通常、公式報道として、特権印刷業者が発行する新聞に掲載された。特にヨハン・ペーター・ファン・ゲレンによって発行された『ウィーン日報』(Wiensches Diarium)はハプスブルク君主国における宮廷新聞として重要な役割を担っていた。『ウィーン日報』は、宮廷側から独占的な情報を受け取るかわり

に、あらゆる世襲領の出版者に無料で最新号を一部送付することが義務づけられていた。ヴェルナー・テレスコらによれば、宮廷は情報独占と公知手段を確保した。<sup>(65)</sup>つまり、『ウィーン日報』は宮廷のメディア戦略の根幹を担うものであることがわかる。ハンガリー女王戴冠式の様子も『ウィーン日報』の号外記事「六月二五日にハンガリー王国の自由都市プレスブルクで円滑におこなわれた、オーストリア大公、ロートリンゲン＝パール公妃、トスカーナ大公妃マリア・テレージア陛下のハンガリー女王戴冠式の詳細な記述」の中で扱われている。この記事はおそらくこの戴冠式に関する印刷された情報の中では最も早いものの一つである。この記事は、六月一九日のプレスブルク入市、二二日市民団の表敬訪問、二三日戴冠式で焼かれる牛のお披露目と屠殺、国王寝所へのハンガリー王冠と王の権標の移動、二四日洗礼者ヨハネの日の金羊毛騎士団をとまなうミサ、教会までの王冠の移動の様子について述べた上で二五日の戴冠式の様子を詳しく描写している。

記事の内容で興味深いのは、聖王冠についての詳細な説明である。戴冠の様子を描く前に、ハンガリーにおける聖王冠の重要性、王冠がハプスブルク家の手に渡るまでの来歴について補足している。<sup>(67)</sup>ハンガリー王戴冠式をメディア事件として分析したサンドラ・ヘルテルによると、王冠の補足説明はハンガリー王と戴冠儀礼の非凡さを読者に印象づけるものであり、神秘的・感情的

な側面を読者に喚起させる作用があった。戴冠儀礼はマリア・テレージャの正統性を生み出す行為として、王冠と住民との密接な関係性を生み出した。戴冠式の後に三日間ほど王冠は公開展示された。<sup>(68)</sup> 聖王冠の重要性とその聖王冠による戴冠の記述はマリア・テレージャの正統性を強調するためのものとみてもよいだろう。この新聞が宮廷のメディア戦略の中で新しい君主の正統性を知らしめる役割を担っていたことは容易に推察できる。

こうした新聞の性質をふまえた上で、塗油儀礼についても確認していききたい。この記事の中で塗油儀礼については次のように記されている。

エステルゴム大司教祝下は福音書側に立ち、祭式書からの祈祷をおこないながら、陛下の右肩に油を塗油し、その後再度祈祷をおこないながら新しい指を油に浸して、胸に塗油した。<sup>(69)</sup>

ここで塗油部位は、式典議事録とは異なり、右肩と胸とされている。『ウィーン日報』は宮廷の広報新聞として宮廷から提供された情報を掲載していたことを考慮すれば、これは宮廷側の意を受けた意図的な報道であると考えられる。

その他のドイツ語印刷メディアの記述を確認してみると、たとえば、カール六世死後の同時代史を描いた書物『皇帝カール六世

崩御後の暫定政権の歴史』の中ではマリア・テレージャの戴冠式の様子が一七四二年に出版された二巻の中で描写されている。その中でも右肩と胸に塗油がおこなわれたと描かれている。<sup>(70)</sup> すでに見てきたように、クリストフ・ゴットリープ・リヒターの記述（一七四五年）もヘルマン・マイネルトの記述（一八六七年）も塗油の部位は右肩と胸としている。このように、後続するドイツ語文献も基本的には式典議事録を確認することなく、『ウィーン日報』の情報に基づいて右肩と胸に塗油がおこなわれたと記述したと推定される。シュトルベルク・リリンガーの誤記は、ドイツ語印刷メディアにおけるこのような状況に起因しているだろう。

これに対して、ラテン語による印刷メディアでは、比較的初期から胸ではなく、両肩甲骨の間に塗油したことが明記されている。例えば、コヴァチッチの本に収録されたラテン語の「マリア・テレージャの戴冠式儀礼描写」の中では、「主席大司教が聖油をまず右肩に塗り、それから両肩甲骨の間に塗油」と書かれている。<sup>(71)</sup> これと全く同じ文書は、戴冠式から間もない一七四六年に出版されたシュヴァントナーの『古く真正のハンガリー人たちの物事の歴史家たち』という書物にも掲載されている。<sup>(72)</sup> 両者とも公文書にアクセスし、それを採録していると考えられ、そのため、ここでは胸ではなく両肩甲骨の間に塗油されたことが明示されている。ラテン語の印刷物では右肩と両肩甲骨の間という情報が比較的早くから定着していたと考えられる。

現状の史料分析では、塗油部位の変化の理由を確定することは難しい。しかし、実際におこなわれた儀礼とメディア上の報道においてなぜ情報に差違が生まれたか、胸への塗油という記述が現在の伝記におけるマリア・テレージアのイメージ形成に影響を与えている点でもこのような報道がなされたのか、情報の異同の理由を考察する必要があるだろう。

まず確認しておくべきこととして、式典議事録で確認される儀礼の現場、ドイツ語新聞・印刷メディア、ラテン語印刷メディアはそれぞれ異なる公共圏を形成していた点があげられる。言うまでもなく、宮廷祭事でもある戴冠儀礼に観衆として参加できるものは非常に限られている。ハーバースマスが代表具現的公共圏と呼んだような公共空間<sup>(23)</sup>、そしてその現場を忠実に再現する言説である式典議事録を現場の公共圏とするならば、印刷メディアが形成したものは現場で起きている出来事をメディア情報に加工し、特定の言語圏で共有する別次元の公共圏であり、そのメディアから再構成される事件は現実の出来事とは区別されるメディア事象となる。ハンガリー王戴冠式の場合、現場の公共圏の参加者は、ハンガリーの諸身分および外国の貴賓であり、そこで問題となるのは、儀礼を通じて立ち現れてくる王権とハンガリー国制のあり方である。ここでは、王配ではなく国王として戴冠するマリア・テレージアという文脈が重要視された。一方、メディア事象としての戴冠式は、国際的にマリア・テレージアが正統なハ

ンガリー女王として承認され、継承戦争においてハンガリーがオーストリア側についていたことを明示する出来事でなければならなかった。こうした文脈の違いを示す典型例は歓呼の際の呼称に現れている。式典議事録では、マリア・テレージアに対する歓呼のかけ声は「女君主、われらが国王万歳！」(Vivat domina et rex noster) である。それに対して、新聞記事では「女王万歳！」(Vivat Regina! Es lebe die Königin) となっている<sup>(24)</sup>。実際の儀礼では、マリア・テレージアに対する呼称は、国制を反映したものであるように、女性形の女君主 (domina) と男性形の国王 (rex) を組み合わせた一見すると奇妙な呼び名となっている。これに対して、細かい国制上の配慮をする必要のなかったドイツ語メディア上では、わかりやすさが優先され、単純な形になったのではないだろうか。ドイツ語圏メディアが形成する公共圏は、オーストリア世襲領だけでなく、マリア・テレージアの正当性を認めないバイエルンやプロイセンなどのドイツ諸領邦も含めたドイツ語圏全体が読者として想定されている。事実、『ウィーン日報』の号外記事はドイツ語圏各地の現地の出版者を通じて全く同じ文章で印刷されている<sup>(25)</sup>。『ウィーン日報』にはドイツ語圏の人々の共感を喚起し、このメディア事象を既成事実とする必要があったことは留意しておかねばならないだろう。

サンドラ・ヘルテルによると、式典議事録と『ウィーン日報』には類似表現が多数見つかり、『ウィーン日報』を発刊する書籍

印刷業者ヨハン・ペーター・ファン・ゲレンと宮廷(宮内庁)は活発な情報交換をおこなっていたことが推察されるという。<sup>(76)</sup>

だとすると、式典議事録と『ウイーン日報』との間で異同が生じている塗油部位の記述は極めて例外的なものであるといえよう。宮廷と新聞側に緊密な連係があるのであれば、この報道がミスとは考えにくく、むしろ意図的に宮廷の情報戦略を反映したものだと考えたくなる。ただし、報道意図を明確に示す史料は私が確認した限り存在しない。塗油描写の慣習で無意識に描写されたものなのか、宮廷側が何らかの動機があつてメディア公共圏にむけて加工した情報を流したもののなか、推測するよりほかない。

ドイツ語印刷メディアの報道意図を解き明かす手がかりとして、時代を少しさかのぼり、胸への塗油が消滅したカール六世の時に現れた印刷物はどうだったのか、確認してみよう。一七二二年五月二日におこなわれたカール六世のハンガリー王戴冠式の様子は、『一七二二年五月二日にプレスブルクでカール六世陛下がつつがなくおこなわれたハンガリー王戴冠式にて起きた記憶に値する儀礼についての詳報』で描写されている。<sup>(77)</sup>

その後で司教と補助は陛下を中央に連れて行き、再び祭壇に導いた。そこで、大司教祝下は右側に立ち、国王に塗油した。様々な祈祷が天に向かって送られた。祈祷が終わると、大司教はもう一度指を油に浸し、国王の胸に塗油し、再び祈

祷文を唱えた。

この速報記事の中では、一度目の塗油の部位は明示されていないが身体の右側で、二度目の塗油部位は胸となっている。つまり、カール六世の場合も実際の儀礼で塗油部位は両肩甲骨の間に変更されていたにもかかわらず、ドイツ語印刷メディア上では胸に塗油したことになるのである。一七二三年のチャックヴィッツの年代記風同時代史もハンガリー王戴冠式については『詳報』をそのまま引用している。また、戴冠式の翌年一七二三年に出版されたヨハン・クリストフ・ペーアの年代記では、塗油部位は、「しかるべき場所」という表現で具体的には記されていない。<sup>(78)</sup> 現存するいくつかの印刷メディアからわかることは、ドイツ語メディアでは、カール六世の塗油部位の変更は描写に反映されなかったことである。メディア事象としての戴冠式では、胸に塗油されており、戴冠式に実際に参加できない多くの人々にとつて、このメディア事象が唯一ハンガリー王戴冠式についての情報だったことを確認しておきたい。

再び、マリア・テレージャの戴冠式の問題に戻りたい。マリア・テレージャが置かれていた状況、つまりオーストリア継承戦争勃発当初戦況が劣勢であったことを考慮すると、宮廷側は早急に戴冠式を通じてマリア・テレージャが正統なハンガリー国王であることおよびハンガリー諸身分が王権側に立ったことを国際的な公

共圏の中ではつきりと示し、既成事実としなければならなかった。戴冠式における実際の塗油儀礼は、理由ははつきりとなないが、カール六世の時に祭式書に基づいて簡略化したものになっており、マリア・テレージアの塗油儀礼もこれを忠実に踏襲したものである。それに対してメデア事象としての塗油儀礼は現実と異なるカール六世以前の形式で描写されている。新聞記事に含まれる王冠の由来の補足説明などを含めて考えると、古来の伝統との連続性を強調する形となっている。右肩と胸への塗油は、ドイツ語圏メデアにおいてすでにハンガリー王の塗油式のイメージとして広く公共圏に受け入れられたものであり、正当な国王表象と結びついていたからドイツ語圏の印刷メデアではそうした描写を現実とは異なつていても継続していたと推定される。現実におこなわれる塗油儀礼を正確に伝達することよりも、イメージ上に定着しているフィクションを違和感が生じないように伝達する方が王権の正統性プロバガンダとして有効に機能すると思われるのではないだろうか。

## おわりに

本稿ではマリア・テレージアのハンガリー王戴冠式における塗油儀礼について実際におこなわれた儀式を書き留めた典典議事録とそれを報じたドイツ語圏メデアの言説の食い違いに着目し、

なぜこうした食い違いが生じるのか考察し、現場の公共圏とメデアの公共圏に間に生じる差違を明らかにした。オーストリア継承戦争の最中であつてハンガリー王戴冠式は、同盟国および敵国に対して、ハプスブルク家領の一体不可分相続を定めた国事詔書の実効性を証明し、またハンガリーがマリア・テレージア側についたことを明白にする役割を担っていた。ウィーン宮廷と結びついていたドイツ語圏メデアがこの出来事を報道する場合、宮廷のメッセージを明確に伝達し、増幅させようとした。塗油儀礼の報道に現れた現実との食い違いは、伝統に忠実な戴冠式のイメージを形成するためにおこなわれた国家による広報活動の痕跡だったといえよう。こうした王権側が形成したイメージは、ドイツ語による戴冠式の描写を支配し、現在の伝記にいたるまで作用している。王権の有するイメージ形成力は非常に大きなものであり、一八世紀後半に権力から自立的なメデアが出現するまで、公共圏にかなり大きな影響力を持つていたといえよう。

## 註

- (1) 本稿は二〇一九年七月一九日エジンバラ開催の国際一八世紀学会大会で報告した「Identity as a King/Queen of Hungary: Political Fictionality in the Coronation of Maria Theresia in Hungary」および二〇一九年一〇月五日の東欧史研究会・ハプスブルク史研究会二〇一九年合同報告会で報告した「マリア・テレージアのハンガリー王戴冠式における虚構報道」の報告原稿に加筆修正をしたものである。

- る。本研究に当たっては、基礎研究 (A) 16H01907および若手研究 18K12539の補助を受けている。
- (2) 戴冠式を扱った研究のうち、参照した邦語文献を以下に挙げておく。井内敏夫「戴冠祭式書に見る中近世ヨーロッパ王権への神の宿り方」(特集 ヨーロッパにおける王権)『西洋史論叢』二七(二〇〇五)、五九―九一頁。中澤達哉「第二章 ハプスブルク家とハンガリー王冠―戴冠儀礼と統治の正統性―」篠原琢・中澤達哉編著『ハプスブルク帝国政治文化史―継承される正統性』昭和堂、二〇一二年、六五―一〇四頁。
- (3) 伝記研究だとThomas Lau, *Die Kaiserin, Maria Theresia*, Wien 2016; Elisabeth Badinter, *Maria Theresia. Die Nacht der Frau*, Wien 2017。マリア・テレジアがインスブルックのエンツェンシュルツ伯爵夫人に宛てた書簡(未公刊史料含む)を含んでゐるが、伝記としては断片的なMonika Czernin / Jean-Pierre Lavandier, *Maria Theresia - Liebet mich immer: Briefe an ihre engste Freundin*, Wien 2017。重要な論文集としては、Thomas Walling / Elisabeth Lobenwein / Franz-Stefan Seitzschek (Hrsg.), *Maria Theresia? Neue Perspektiven der Forschung (Das Achtzehnte Jahrhundert und Österreich Band 32)*, Wien 2017。また、二〇一七年にウィーンで開催されていた記念展覧会のカタログ『マリア・テレジア一七七一―一七八〇: 戦略家、母親、改革者』の中にも二四点の解説記事が収録されている。Elfriede Iby / Martin Mutschelner / Werner Telesko / Karl Vockla (Hrsg.), *Maria Theresia 1717-1780*, Wien 2017。その他に本文で取り上げた重要文献については該当箇所を参照し、以下では省略した。
- (4) Barbara Stollberg-Rilinger, *Maria Theresia: Die Kaiserin in ihrer Zeit*, C. H. Beck, 2017。
- (5) Werner Telesko / Sandra Hettel / Stefanie Linsboth, *Zwischen Pangeyrik und Tatsachenbericht: Zu Struktur und Zaisetzung von Medienevents zur Zeit Maria Theresias*, in: *Zeitschrift für Historische Forschung*, 44 (2017), S. 441-486。
- (6) DVD: Robert Dornhelm (Regie), *Maria Theresia*, Polyband/WVG, 2018。
- (7) zitiert in: Stollberg-Rilinger, *Maria Theresia*, S. 91-92。
- (8) 聖母マリアとハンガリーとの結びつきについては、中澤達哉「近代スロヴァキア国民形成思想史研究」刀水書房、二〇〇九年、八八―九二頁で国制史・政治思想的な見地から整理されている。
- (9) Alfred Ritter von Arneht, *Maria Theresias erste Regierungsjahre*, I. Bd. 1740-1741, Wien 1863, S. 405, Anmerkung 18. Cf. Stollberg-Rilinger, *Maria Theresia*, S. 93. アルネトは注の中で史料に基づき、マリア・テレジアがハンガリー諸身分と謁見しているとき、ヨーゼフはまだウィーンにいたと述べている。さらに付け加えるならば、この謁見がおこなわれたのは、戴冠式の時ではなく、戴冠後マリア・テレジアが二度目にハンガリーを訪問した時である。
- (10) Stollberg-Rilinger, *Maria Theresia*, S. 92-94。
- (11) Stollberg-Rilinger, *Maria Theresia*, S. 88。
- (12) 先帝ヨーゼフ一世の二人の娘はそれぞれ神聖ローマ帝国の選帝侯家に嫁いでいた。ザクセン選帝侯もバイエルン選帝侯も盛大な結婚式を開催したが、近世ヨーロッパではこうした婚礼行事は単なる浪費ではなく、外交上の意味も併せ持っていた。つまり、両選帝侯家の結婚式は自家の権勢を顕示することでハプスブルク家への挑戦を意味していた。ハプスブルク家の側もそれに対抗し、一七三三年にポミア王戴冠式をプラハで盛大に挙行了した。こうした一連の祝祭は軍事競争に先立つ威信をかけたイメージ競争であったと考えられる。R. V. デュルメン(佐藤正樹訳)『近世の文化と日常生活』鳥影社、一九九五年、二三〇―二三二頁。J. ダインダム(大津留厚)・小山啓子/石井大輔訳『ウィーンとヴェルサイユ: ヨーロッパ

『こぼけのラノベ』ルビノフ 一五五〇—一七八〇』刀水書房、二〇一七年、二三—三五頁。T. C. W. Blanning, *The Culture of Power and the Power of Culture*, Oxford, 2003, pp. 62-63.

(13) Jean Bérenger, Die Habsburgermonarchie als Ständestaat:

Zäsur und Kontinuität zur Zeit Maria Theresias mit besonderer Berücksichtigung Ungarns, in *Osterreich im Europa der Aufklärung. Kontinuität und Zäsur in Europa zur Zeit Maria Theresias und Josephs II. Internationales Symposium in Wien 20.-23. Oktober 1980*, Bd. 1, S.437-445, hier S. 439-440.; Géza Pálffy, Ein starker Ständestaat in der Habsburgermonarchie - Teil 2: Sonderstellung, in: Institut für Ost und Südosteuropaforschung (Hrsg.), *Online-Handbuch zur Geschichte Südosteuropas*, Band 1: Herrschaft und Politik in Südosteuropa bis 1800, S. 9-10.

(14) Akos Barscsy, *Herrschaftsantritt im Ungarn des 18. Jahrhunderts: Studien zum Verhältnis zwischen Krone und Ständertum im Zeitalter des Absolutismus*, St. Katharinen 2002, S. 19.

(15) Renate Zedinger, *Franz Stephan von Lothringen (1708-1765). Monarch, Manager, Mäzen*, Wien 2008, S. 77.

(16) Barscsy, *Herrschaftsantritt*, S. 18.

(17) Barscsy, *Herrschaftsantritt*, S. 19; Stollberg-Kühlinger, *Maria Theresia*,

S. 62.

(18) Barscsy, *Herrschaftsantritt*, S. 62-63.

(19) オーストリア継承問題とハンガリー王戴冠の問題を考える上でカール六世が次代の実質的な政治統治者としてマリア・テレーシアではなく、フランツ・シュテファンを想定していた可能性を考慮する必要がある。フランツ・シュテファンは一七三二年から秘密会議に出席することで政務に参加し、また上手くはいかなかったがカール六世存命中のローマ王選出も計画されていた。義理の息子とはいえ、カール六世からは後継者として扱われていた。これはマリア・

テレーシアがカール六世の存命中に全く政治的教育を与えられなかったことと対照的である。したがって、カール六世死後すぐに諸大臣たちはフランツ・シュテファンがハプスブルク君主国における共同統治者として種やかに認められるように準備をした。Zedinger,

*Franz Stephan*, S. 81-82.

(20) Barscsy, *Herrschaftsantritt*, S. 42-43.

(21) Irmgard Pangerl, Die Pragmatische Sanktion und ihre Folgen, in: Elfriede Iby / Martin Mutschlechner / Werner Telesko / Karl Vocelka (Hrsg.), *Maria Theresia 1717-1780*, Wien 2017, S. 57-63, hier S. 62.; Stollberg-Kühlinger, *Maria Theresia*, S. 74.

(22) オーストリア大公の即位式については、次の文献がその様子を詳しく描写している。Georg Christoph Kriegl, *Erb-Huldigung, Welche der Allerdurchleuchtigst-Großmächtigsten Frauen Mariae Theresiae, Zu Hungarn, und Böheim Königin, Als Erzh-Herzogin zu Osterreich, Von denen gesammten Nieder-Osterreichischen Ständen, von Prälaten, Herrn, Rittersn, auch Stadt und Märkten allernuerthänigst abgelegt*, Wien 1740. Cf. Stollberg-Kühlinger, *Maria Theresia*, S. 72-73.

(23) Barscsy, *Herrschaftsantritt*, S. 44.

(24) この時首席大臣を務めていたネルテンシュタインは皇帝選挙の支持を集めるためライン地方に外遊しており、ウィーンに残したコロレド伯に対して綿密な指示を送っている。その中でフランツ・シュテファンを皇帝に選出すべき論理について説明している。これを要約すると、ハンガリーは全キリスト教世界、特に神聖ローマ帝国にとつての防壁であり、この国を「所有するが共に統治するもの」のみがオスマン帝国に対抗でき、ハンガリーの統治者が皇帝位を兼ねて影響力を強めておくことは安全保障上重要である。また皇帝が世襲領の統治に参加することは適切であるというものであった。Fritz Reinhold, *Die Übertragung der Mitregentschaft durch Maria Theresia*

- an Großherzog Franz Stephan und Kaiser Joseph II., in: *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung*, Ergänzungsband XI (1929), S. 650-661, hier S. 652-653.
- (25) Reinöhl, Die Übertragung, S. 656.
- (26) フランツ・シムテフアンの共同統治者は、最終的に戴冠式の約をなす月後、一七四一年九月二〇日の王国議会で諸身分によって条件が承認された。その条件として共同統治者よりも副王の権限が優先されることにも、共同統治が国事詔書で矛盾しないことが確認された。つまり、フランツ・シムテフアンの参政期間は王太子ヨーゼフの未成年時代に限られ、女王が死去した場合でも、フランツ・シムテフアンが世襲領を相続することはなく、国事詔書の規定に従うことが取り決められている。また、戴冠した国王にのみ認められる権利や特権の享有は女王のみが保持した。フランツ・シムテフアンの条件の遵守を九月二二日の女王臨席の王国議会で宣誓した。 Reinöhl, Die Übertragung, S. 656-657.
- (27) Österreichisches Staatsarchiv, Haus-, Hof- und Staatsarchiv (HHSiA), Obersthofmeisteramt (OMeA), Zeremonialprotokolle (ZA-Prot.), Bd. 18 (1741), fol. 67v-68v. Vgl. Barcsay, *Herrschantritt*, S. 205-206.
- (28) Stollberg-Rilinger, *Maria Theresia*, S. 84-85.
- (29) 実際には二二日の王国議会で最高裁判官ヨハン・バルフィ、クローチア太守ヨゼフ・ハステルホルツ、官房長官アレクサンダー・エルデアイが副王候補として提案された。翌日の議会において全会一致でバルフィ伯が副王に選出された。副王選挙の様子については次号史料を参照(シム)。ZA-Prot. 18, fol. 212r-216v; *Der Genealogische Nachrichten von den Allerneuesten Begebenheiten*, welche sich an den Europäischen Höfen zutragen...: Theil 25, Leipzig 1741, S. 79.
- (30) Stollberg-Rilinger, *Maria Theresia*, S. 86. 外向けの意識が強かったことは、戴冠の日撃証人にするために、戴冠式にウィーン大司教および教皇大使やヴェネツィア大使を招待していることからわかる。 Barcsay, *Herrschantritt*, S. 205.
- (31) Stollberg-Rilinger, *Maria Theresia*, S. 88.
- (32) Sandra Hertel, *Maria Theresia als „König von Ungarn“ im Krönungszemoniell in Preßburg (1741)*, in: *Führerzeit-Info*, Jg. 27/2016, S. 110-123, hier S. 115.
- (33) 式典議事録は実際に儀式が立ち会った記録者によって書き記された儀礼内容に関しても信頼できる一次史料だと考えられる。式典議事録の意義については、次の文献を参照のこと。 Mark Hengger, *Die Zeremonialprotokolle und weitere Quellen zum Zeremoniell des Kaiserhofs im Wiener Haus, Hof und Staatsarchiv*, in: *Quellenkunde der Habsburgermonarchie (16.-18. Jahrhundert)*, Wien 2004, S. 76-93.
- (34) ZA-Prot., Bd. 18 (1741), fol. 170v-170w.
- (35) ZA-Prot., Bd. 18 (1741), fol. 170v.
- (36) ZA-Prot., Bd. 18 (1741), fol. 171r-171v の引用箇所下線部に「シム」バルチャイやそれに依拠したシメトルネルクルリリンガーの研究ではいずれも脚注で一七四一年六月十七日の会議を直接引用の参照先として挙げているが、誤りである。確かに17日の会議では一四日の具申によって議論されているが、式典議事録内の一七日の会議記録には直接「陛下が国王の妻としてではなく国王として戴冠する」という言葉は出ておらず。
- (37) Rudolf Graf Khevenhüller-Metsch / Hanns Schlitter (Hrsg.), *Aus der Zeit Maria Theresias: Tagebuch von Fürsten Johann Josef Khevenhüller-Metsch, Kaiserlichen Obersthofmeisters 1742-1776*, Bd. 1742-1744, Wien / Leipzig 1907, S. 191-192. Vgl. Stollberg-Rilinger, *Maria Theresia*, S. 88.
- (38) フィリップ・ルートヴィヒ・ヴェンツェル・フォン・ジンツェン

ルネン (Philipp Ludwig Wenzel von Sinzendorf) は、*歴史學* (シン  
シトシムネン) に詳述している。

(40) ZA-Prot., Bd. 18 (1741), fol. 180r-180v

(41) ZA-Prot., Bd. 18 (1741), fol. 180r

(42) トーマ・チマージムのシムカリー王戴冠儀式に関する特別配属の  
ドレス「Hertel, Maria Theresia, S. 115.」を参照しよう。

(43) ZA-Prot., Bd. 18 (1741), fol. 283r.

(44) Stollberg-Rilling, *Maria Theresia*, S. 87.

(45) Stollberg-Rilling, *Maria Theresia*, S. 88-89.

(46) Christoph Gottlieb Richter, *Lebens- und Staats-Geschichte der  
Allerdurchlauchtigsten, Grösmtächigsten Fürstin und Frauen, Frauen  
Maria Theresia*, Nürnberg 1743, S. 213; Hermann Meynert, *Das  
königliche Krönungszeremonial in Ungarn*, Wien 1867, S. 20.

(47) ZA-Prot., Bd. 18 (1741), fol. 283r.

(48) ZA-Prot., Bd. 18 (1741), fol. 236v.

(49) ZA-Prot. Bd. 7 (1712), fol. 130v.

(50) HHSdA, OMeA, Ältere Zeremonialakten (ÄZA), 24-10, fol. 75r.

(51) Adalbert Edlen von Bartsch, *Die gewöhnliche Krönungsfeyer der  
Ungarischen Könige und Königinnen*, Pest 1790, S. 29. 「リリチムは脚  
注で女性の場合は「容易に染まる」のドレス」理由から胸は  
なく両肩甲骨の間におこなわれるドレスを指摘している。

(52) Martin Georg Kovachich, *Solenia Inaugurata serenissimorum  
ac potentissimorum Principum Ursuaque sexus, Qui ex Augusta Stirpe  
Habsburgo-Austrriaca Sacra Corona Apostolica in Reges Hungarorum,  
Reginaeque Periocho Tertio Redimiti sunt*, Pest 1790, S. 227.

(53) Kovachich, *Solenia Inaugurata*, S. 230.

(54) Bartsch, *Die gewöhnliche Krönungsfeyer*, S. 48.

(55) 「リリチムは男性の塗油式の説明の際にも、脚注で女性の場合は  
「容易に染まる」のドレス」理由から胸はなく両肩甲骨の間

におこなわれるドレスを指摘している。 Bartsch, S. 29.

(56) ZA-Prot. 8 (1714), fol. 168r.

(57) 古典書庫に所収の「大司教が塗油した」とか書かれてい  
ます。 HHSdA OMeA ZA-Prot. 1, fol. 499r. しかし、古典の手順に  
は、「右腕と両肩甲骨の間に塗油する」と書かれています。 HHSdA,  
OMeA, ÄZA, 5-4 Ungarische Krönung der Kaiserin Eleonora Maria  
zu Preßburg (1655.06.06-1655.06.27), fol. 206r. und fol. 257r.

(58) Bartsch, *Die gewöhnliche Krönungsfeyer*, S. 50.

(59) Kovachich, *Solenia Inaugurata*, S. 239.

(60) カンテローヴァチ「王の身体」下、筑摩書房、二〇〇三  
年、六二―六六頁。マルク・ブロンヌ「王の奇跡」、刀水書房、一  
九九八年、二二二頁。

(61) カンテローヴァチ「王の身体」上、七一―七三を参照しよう。

(62) Benita Berning, »Nach allem üblichen Gebrauch« *Die böhmischen  
Königskrönungen der Frühen Neuzeit (1526-1743)*, Böhlau Verlag,  
2008, S. 109-110.

(63) Berning, »Nach allem üblichen Gebrauch«, S. 110-111.

(64) 本「王」国王の戴冠式における胸への塗油はハンガリー国王の戴  
冠式と比べると、約半世紀早く胸への塗油儀式が消滅していること  
になる。ポツタマ王国の世襲化の時期とハンガリー王国の世襲化の  
時期のずれを考慮すると、表面的には「塗油儀式の変化は選挙王制  
から世襲王制への国制変化と呼応しているように見えるが、今の  
ところ史料上の根拠を見分けられていません。国制上の変化と儀式変  
化と関連性については今後の検討課題としておきます。

(65) Telesko / Hertel / Linsboth, *Zwischen Panegyrik und  
Tatsachenbericht*, S. 443-444.

(66) *Ausführliche Beschreibung Der Den 25. Junii in der Königl.ichen  
Hungarischen Freyen Reichs-Stadt Preßburg glücklich vollzogenen*

- prächtigen Krönung Ihrer Allerdurchleuchtigsten Majestät Mariae Theresiae Erz-Hertzogin zu Oesterreich, Vermählten Herzogin zu Lothringen und Baar, Groß-Hertzogin zu Toscana Zur Königin in Hungarn. Anno 1741. 参照したものはケルン州州立図書館が電子化したものであり (<http://resolver.staatsbibliothek-bielefeld.de/SBB000173600000000>)。この号外記事は「ページ数から類推するに『ケルン日報』五四号（一七四一年七月八日）と五五号（同年七月一二日）の間に位置すると推定される」。
- (75) *Ausführliche Beschreibung*, S. 611-612.
- (76) Hertel, Maria Theresia, S. 118.
- (77) *Ausführliche Beschreibung*, S. 610.
- (78) Johann Daniel von Oleneschlager, *Geschichte des INTERREGNI nach Absterben Kayser Carls des VI., Zweyter Theil*, Frankfurt am Main 1742, S. 61.
- (79) Descriptio Rituum et Solemnitatum Coronationis Serenissimae Mariae Theresiae in Regnum Hungariae, in: Kovachich, *Solemnia Inauguralia*, S. 179.
- (80) Descriptio Rituum et Solemnitatum Coronationis Serenissimae Mariae Theresiae in Regnum Hungariae, in: Johann Georg Schwandner, *Scriptores rerum Hungaricarum veteres, ac genuinae partim primum ex tenebris eruiti, partim enthaec quidem editi, nunc vero ex mss. codicibus, et rarissimis editionibus, Bibliothecae Augustae Vindobonensis, ab innumeris mendis vindicati, plurimis variationibus lectionibus, et necessariis hinc inde, quibusdam notis illustrati, partim etiam ad nostra usque tempora continuati multisque in locis auctiores redditii, antiquissimis demum iconeculis exornati, et cum amplissima praeparatione Macthiae Belii, nec non instructissimo rerum verborumque indice, in mtdissimum hanc formam redacti*, Bd. 2, Wien 1746, S. 526-557, hier S. 548.
- (81) 代表具現的の公共圏に於ては、「エルゲン・ハーバース」第二版公共性の構造転換市民社会の「カテゴリー」についての探求」未来社、一九九四年、一五〇-一六頁を参照しよう。
- (82) ZAProt. 18 (1741), fol. 285v; *Ausführliche Beschreibung*, S. 612, S. 614, 615. この同様の表現が見られる。
- (83) この文章は『ケルン日報』号外記事以外にも様々なバージョンが存在する。アウクスブルクの書籍印刷業者ヘルンハルト・ホモデウス・マイヤーが印刷したもの、プラハの書籍印刷業者カール・フランツ・ローゼンワトマーが印刷したバージョンはインターネット上で確認できる。
- (84) Hertel, Maria Theresia, S. 117. Vgl. Stefan Seisched, *Religiöse Praxis am Wiener Hof: Das Beispiel der medialen Berichterstattung*, in: István Fazekas e. a. (Hrsg.), *Frühneuzeitforschung in der Habsburgermonarchie. Adel und Wiener Hof - Konfessionalisierung - Stöberbürgen* (Publikationen der ungarischen Geschichtsforschung in Wien 7), Wien 2013, S. 71-101, hier S. 75.
- (85) *Ausführliche Relation, aller denckwürdigen Ceremonien/welche sich bey der glücklich-vollgezogenen Ungarischen Krönung Ihro Kaiser. Majestät/ Karl des Sechsten / in Preßburg den 22. May 1712 zugezogen haben*, o. O. [Preßburg?] 1712.
- (86) Johann Ehrenfried Zschackwitz, *Leben und Thaten Seiner Keyserlichen und Catholischen Majestät CAROLI VI.*, Frankfurt am Mayn 1723, S. 717.
- (87) J. C. Beer, *Der Durchleuchtigsten Erz-Herzogen zu Oesterreich Leben, Regierung und Großthaten Continuation und Fortsetzung Die Allerdurchleuchtigsten, Großmächtesten und Unüberwindlichsten Kayser LEOPOLDUM I. JOSEPHUM I. und CAROLUM VI. vorstellend*, Nürnberg 1713, S. 764.